

東京ワールド日本語学校

学則

(令和 8 年 10 月 1 日)

東京ワールド日本語学校

〒169-0073 東京都新宿区百人町 1-13-24

TEL (03) 5332-3531 FAX (03) 5332-3530

<https://twla.jp>

東京ワールド日本語学校 学則

第1章 総則

(基本理念と教育目的)

第1条

【建学の精神】

「恩」「知」「勇」

【基本理念】

建学の精神に基づき、多文化共生社会を目指し、社会に貢献できる人材の育成を行う。

【教育目的】

専門分野の学修のため、大学・専門学校へ進学し、自己実現を目指す留学生に対して、進学に必要な日本語教育並びに支援を行う。

(名称)

第2条 本校は、東京ワールド日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、東京都新宿区百人町1-13-24に本館を置く。

2号館を東京都新宿区百人町1-22-12に置く。

3号館を東京都新宿区北新宿1-8-15北新宿OCビルに置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、適時公開する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、修業期間、授業時数、及び収容定員等

(課程、修業期間及び収容定員等)

第5条 本校の課程、修業期間及び収容定員は、次の表のとおりとする。

	課程名	修業期間	入学期	授業時数 (単位時間)	目標 日本語 能力	収容定員
午前 (9:00 ～12:30)	進学2年課程	2年	4月	1560	B2	373人
	進学1年9か月課程	1年9か月	7月	1376	B2	186人
	進学1年6か月課程	1年6か月	10月	1168	B2	257人
	進学1年3か月課程	1年3か月	1月	964	B2	40人
	進学1年課程	1年	4月	780	B2	20人
午後 (13:30 ～17:00)	進学2年課程	2年	4月	1560	B2	373人
	進学1年9か月課程	1年9か月	7月	1376	B2	186人
	進学1年6か月課程	1年6か月	10月	1168	B2	257人
	進学1年3か月課程	1年3か月	1月	964	B2	40人
	進学1年課程	1年	4月	780	B2	20人
合 計						1752人

※授業の1単位時間は45分とする。

第3章 授業実施期間、授業日数及び休校日

(授業実施期間)

第6条 本校の課程は、4月、7月、10月及び1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて学期を次のとおりとする。

- (1) 第1学期 (4月～6月)
- (2) 第2学期 (7月～9月)
- (3) 第3学期 (10月～12月)
- (4) 第4学期 (1月～3月)

(授業日数及び休校日)

第7条 本校が授業を実施する日数は、1年から休校日を除いた日数とする。

2 本校の休校日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 学期間休校

①夏季休校（6月下旬から7月上旬）

②秋季休校（9月下旬から10月上旬）

③冬季休校（12月下旬から1月上旬）

④春季休校（3月下旬から4月上旬）

(5) 8月夏期休校（10日程度）

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

4 非常災害、感染症の蔓延、その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、別に定める。

第4章 教育課程、学習評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の教育課程は、次の表のとおりとし、授業科目及びその概要は別に定める。

進学2年課程（1560単位時間）		進学1年9か月課程（1376単位時間）	
初級1	10週（188単位時間）	初級1	11週（208単位時間）
初級2	11週（204単位時間）	初級2	10週（196単位時間）
中級	20週（388単位時間）	中級	19週（376単位時間）
中上級1	30週（592単位時間）	中上級1	30週（596単位時間）
中上級2	10週（188単位時間）		

進学 1 年 6 か月課程（1168 単位時間）		進学 1 年 3 か月課程（964 単位時間）	
初級 2	10 週（196 単位時間）	中級	19 週（372 単位時間）
中級	19 週（376 単位時間）	中上級 1	30 週（592 単位時間）
中上級 1	30 週（596 単位時間）		

進学 1 年課程（780 単位時間）	
中上級 1	29 週（592 単位時間）
中上級 2	10 週（188 単位時間）

（学習の評価）

第 10 条 本校における学習の評価は、各学期、科目ごとに評価し、各科目の成績とする。各科目の平均成績を学期の総合成績とする。評価は試験評価、パフォーマンス評価、自己評価を用い、A～E の 5 段階で評価する。（A=90～100%、B=80～89%、C=70～79%、D=60～69%、E=59%以下） 各科目の詳細な評価基準は、入学時オリエンテーションにおいて生徒に説明する。

（教職員組織）

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- （1）校長
 - （2）主任教員
 - （3）副主任教員
 - （4）教員 96 名以上（うち本務等教員 44 名以上）
 - （5）生活指導担当者 10 名以上
 - （6）事務長（事務統括責任者）
 - （7）事務主任 1 名以上
 - （8）事務職員 10 名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務を司り、所属教職員を監督する。

（教員会議）

第 12 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長が主宰する。

第 5 章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 13 条 次の条件をいずれも満たす者に入学資格を付与する。

- （1）12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2）正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- （3）信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第14条 本校への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第15条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学及び復学)

第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、届け出て、校長の許可を得なければならない。

(転学及び退学)

第17条 転学及び退学に関する事項は、別に定める。

(修了の認定)

第18条 校長は次の(1)から(4)を全て満たす者に修了を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 在籍する教育課程の修業期間を満了していること
 - (2) 教育課程全体の出席率が80%以上であること
 - (3) 教育課程の総合成績がD以上であること
 - (4) 教育課程の到達目標を達成していると認められること
- 上記の修了要件(3)(4)に満たない場合、再試験を行う。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍の 4 種類とする。

3 前項の処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席しない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 所定の学費納入を怠り、督促してもこれに応じなかった者
- (6) 「出入国管理及び難民認定法」等、日本国法律に違反した者

4 処分の内容は、校長が総合的に考慮のうえ判断するものとする。

第 6 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 21 条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

選考料	20,000 円
入学金	65,000 円
進学 2 年課程	授業料 1,500,000 円 施設費 84,000 円
進学 1 年 9 か月課程	授業料 1,312,500 円 施設費 73,500 円
進学 1 年 6 か月課程	授業料 1,125,000 円 施設費 63,000 円
進学 1 年 3 か月課程	授業料 937,500 円 施設費 52,500 円
進学 1 年課程	授業料 750,000 円 施設費 42,000 円

(納入)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することができる。
- 3 長期の入院など特別な事情がある場合は、校長の判断により授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第 23 条 生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を 2 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対して退学又は除籍を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 24 条 既に納入した生徒納付金の返還取扱いの詳細は納付金返還規程に定める。

第 7 章 雑則

(寄宿舍)

第 25 条 寄宿舍に関する事項は、学生寮規程に定める。

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 27 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

この学則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。